

「福岡県指定構造計算適合性判定機関指定基準（案）」及び「福岡県指定構造計算適合性判定機関委任基準（案）」についての意見募集の結果

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	委任基準（案）の「第6 委任の解除」の本文に「判定機関が委任基準に適合していないと認める場合には、判定の業務の全部もしくは一部の停止を解除することができる」と記載されていますが、意味が通らないように感じます。ご確認ください。	御意見を踏まえ、文言の一部を修正しました。